

# 静岡県積算基準決定要領

## 第1 趣旨

この要領は、静岡県の公共事業における工事及び業務委託の価格の積算に使用する基準の決定方法について定める。

## 第2 適用範囲

この要領は、静岡県が発注する建設工事又は業務委託について、予定価格を算出する場合に適用する。

## 第3 積算基準の決定

静岡県の公共事業における工事価格及び業務委託の積算に関わる積算基準は、原則下記の順序で決定する。

- (1) 静岡県が定める標準積算基準（以下「標準積算基準」という。）
- (2) 国の各省庁が示す標準積算基準及び暫定積算基準
- (3) 積算基準見積徴収結果

## 第4 標準積算基準

技術調査課長又は積算基準を所管する課長は、静岡県の公共事業における業務委託及び工事価格積算等に使用する標準積算基準を定めその結果を関係部局及び事務所等の長に通知する。

2 標準積算基準は、原則として年1回改訂を行う。

## 第5 国の各省庁が示す標準積算基準及び暫定積算基準

積算基準の適用に当っては、適用範囲を確認の上、最新の積算基準を使用するものとする。

- 2 暫定積算基準とは、国土交通省において適用期間を限定するなど暫定的に定められた積算基準をいう。
- 3 各日本高速道路株式会社（旧JH）・各日本旅客鉄道株式会社（JR）などの民間会社や社団法人等の積算基準は使用しない。ただし社団法人建設機械化協会が発行している「橋梁架設工事の積算」「大口径岩盤削孔工法の積算」は、積算基準として適用することができます。

## 第6 見積積算基準

第4及び第5に定める積算基準が適用できない場合は、「積算基準の見積徴収に関する取扱い」により積算基準を決定することができる。

## 第7 事務処理

この要領に関する事務処理は、技術調査課が行う。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、取扱いについては、技術調査課長が別に定める。

### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成30年8月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。